

ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届

（あて先）八戸市保健所長

届出者住所

届出者氏名

交付済みのふぐ処理営業届出済証を亡失・き損しましたので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

ふりがな 営 業 者 名	
ふりがな 営 業 所 の 名 称	
ふりがな 営 業 所 所 在 地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項 の規定による営業の許可等	飲食店営業 ・ 魚介類販売業 ・ 水産製品製造業 複合型そうざい製造業 ・ 複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名及び 認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却 ・ 廃棄物取扱業者へ委託 その他（ ）
(備考)	

※き損の場合は、ふぐ処理営業届出済証を添付すること。